

Visa デビット・プリペイドカード mijica 会員間の不正送金による被害について

Visa デビット・プリペイドカード mijica (以下、「mijica カード」という) の送金機能 (おくって mijica) を使った不正送金による被害について、お知らせいたします。

このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、お客さまに深くお詫び申し上げますとともに、被害にあわれたすべてのお客さまに対する全額補償を、可及的速やかに行ってまいります。

なお、9月16日(水)20:45から全ての mijica カードの送金機能を停止しており、今後同様の被害が発生することはありません。

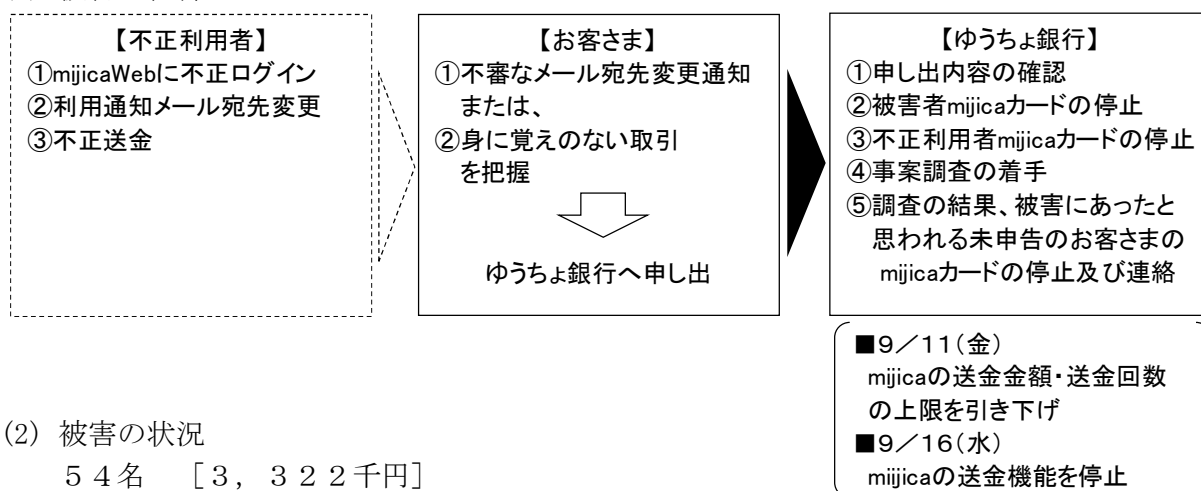
1. 事案の概要

本年8月から9月にかけて、計3回 mijica カードの送金機能を不正に利用し、複数のお客さまの mijica カードから不正利用者(3名)の mijica カードに送金・利用された事案が発生しました。(別紙参照)

お客さまの申し出を受け、調査を行い、被害者の mijica カード及び不正利用者の mijica カードを都度、速やかに停止しました。また、9月16日(水)に、全ての mijica カードの送金機能を停止しました。

2. 被害状況及び対策内容

(1) 被害の経緯



(2) 被害の状況

54名 [3, 322千円]
8/8: 4名、9/6: 7名、9/15: 43名

(3) 不正送金の手口

現在、調査・分析中です。

3. お客さま対応

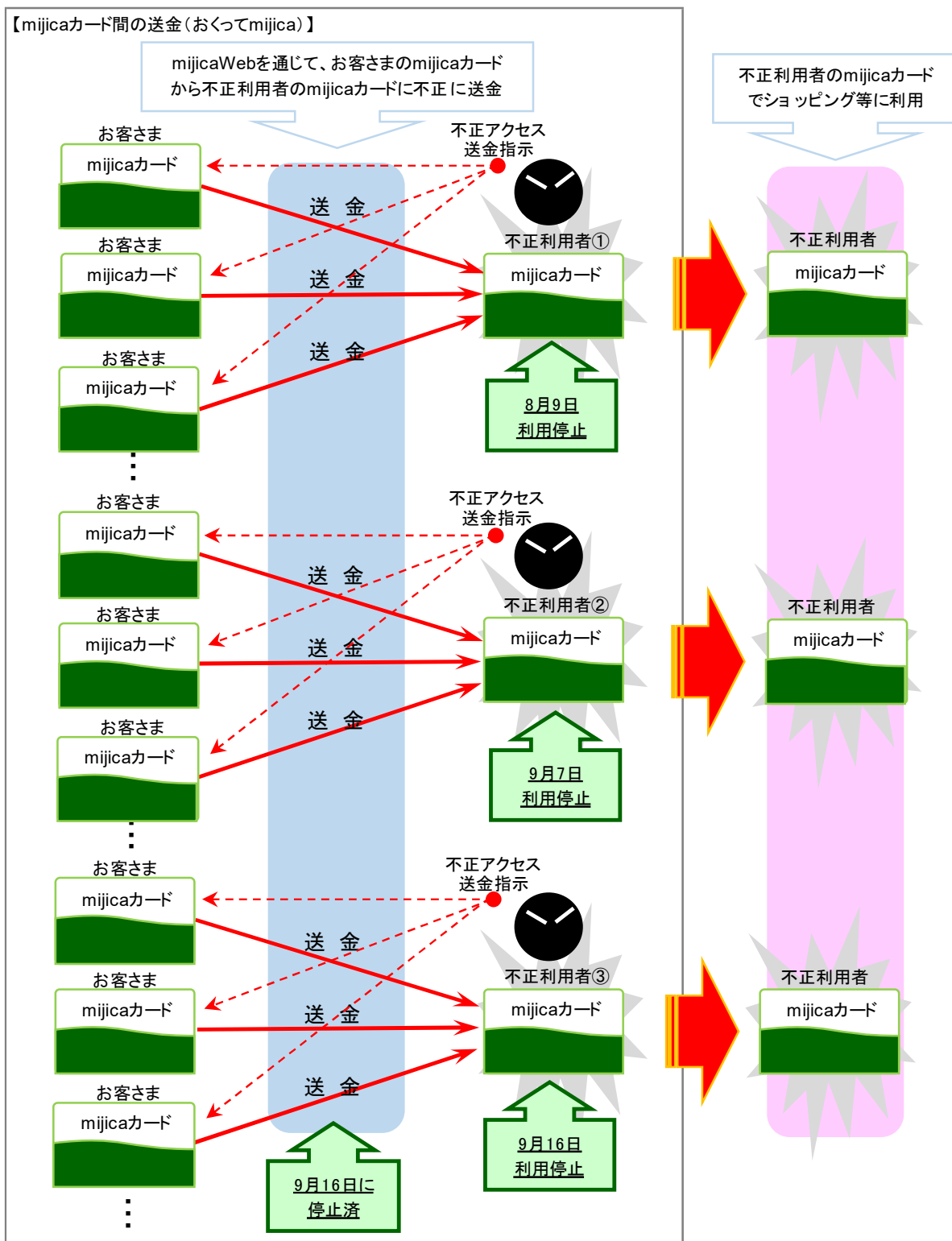
- (1) 被害にあわれたすべてのお客さまに対し、可及的速やかに全額補償いたします。
- (2) 不正送金による被害にあわれたお客さまに対して個別にお電話し、被害の内容及び補償の実施について説明させていただいております。

※ ゆうちょ銀行から被害に遭われたすべてのお客さまに電話またはメール及びお手紙でご連絡(9月22日時点で、54名中51名のお客さまには通電済)。

以上

【お客さまのお問い合わせ先】
mijica デスク
0120-504-186
受付時間 9:00 ~ 17:00 (1/1は休み)

■ mijica 会員間不正送金被害のイメージ



※送金には、mijica WebにログインするためのID、パスワードに加え、送金時には送金者（被害者）が保有しているカード裏面に記載してあるカードIDの入力が必要となります。

本リリースは mijica 会員向けに「ゆうちょ銀行」が提供する個人間送金サービス「おくとmijica」において不正送金被害が発生したものであり、本事案について Visa は関係ございません。